

議案第26号

天理市立こども園条例の一部改正について

天理市立こども園条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市立こども園条例の一部を改正する条例

天理市立こども園条例（平成23年12月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「就学前保育等推進法」を「認定こども園法」に、「第3条第3項の規定により、奈良県知事の認定を受けた幼保連携施設」を「第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

第3条を次のように改める。

（名称及び位置）

第3条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市立やまだこども園	天理市山田町1560番地

第4条を削る。

第5条を次のように改める。

（子育て支援事業の利用者）

第5条 子育て支援事業（認定こども園法第2条第6項に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 小学校就学前の者及びその保護者
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

第5条を第4条とする。

第6条第1項を次のように改める。

こども園に子どもの入園を希望する保護者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第6条を第5条とする。

第7条第1項中「第4条に規定する事業に係る」を「こども園における」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子どもに係る保育料及び預かり保育料は、天理市立幼稚園の保育料に関する条例（平成27年3月天理市条例第 号）及び天理市立幼稚園預かり保育条例（平成22年9月天理市条例第31号）で定める額とする。
- (2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子どもに係る保育料は、天理市立保育所の保育料に関する条例（平成27年3月天理市条例第 号）で定める額とする。
- (3) 子育て支援事業に係るこども園の利用料は、無料とする。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に、「事業」を「こども園における教育及び保育」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）は、月を単位として徴収するものとし、当該月分の保育料等を市長が指定する期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があるとき認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 市長は、特別な理由があるとき認めるときは、保育料等を減額又は免除することができる。

第7条を第6条とし、第8条第1項中「幼児」を「子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子ども」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第4条に規定する事業を推進するため」を「こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の実施に関し」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(天理市立保育所設置条例の一部改正)

- 2 天理市立保育所設置条例（昭和62年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

天理市立山田保育所	天理市山田町1560番地	60名
天理市立北保育所	天理市石上町511番地2	110名

」

を

「

天理市立北保育所	天理市石上町511番地2	110名
----------	--------------	------

」

に改める。

(天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例の一部改正)

- 3 天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例（昭和39年3月天理市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

「

天理市立福住幼稚園	天理市山田町1560番地
天理市立櫟本幼稚園	天理市櫟本町2066番地

」

を

「

天理市立櫟本幼稚園	天理市櫟本町2066番地
-----------	--------------

」

に改める。